

一斉情報配信システム構築及びシステム使用契約 公募要領

1 趣旨

この要領は、令和 7 年度から実施の「一斉情報配信システム構築及びシステム使用契約」（以下「導入事業」という。）を実施するにあたり、受託者選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

「一斉情報配信システム構築及びシステム使用契約」

3 業務の目的等について

魚沼市における情報配信の現状は、媒体ごとに手動入力をしているため情報発信にタイムラグが発生しており、即時にまた確実に情報が伝わりにくい状況である。そこで、情報発信をワンオペレーションでできる仕組みを構築する。また、有事の際に連絡が必要な自治会等の団体への連絡手段も強化することで、これまで別々に行っていた音声と文字による連携手段を一元化し、迅速かつ確実な情報の伝達を図る。

当該業務の実施に当たっては、企画提案方式により請負事業者を選定することとし、企画提案に係る必要な事項については、本募集要領において定める。

4 業務運用について

別紙「一斉情報配信システム構築及びシステム使用契約」仕様書のとおり。

5 業務受託者の選定について

- (1) 業務受託者の選定は、公募型提案競技方式（以下「プロポーザル」という。）により行う。
- (2) プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（様式 1）により提案を提出しなければならない。
- (3) 参加資格確認後、参加資格があると認められた者は、提出された提案に関するプレゼンテーションを実施する。

6 予算限度額

1,785,000 円（消費税相当額を含まない）

（内訳）

- ・システム導入費 1,035,000 円（消費税相当額を含まない）
- ・システム使用料 ※ 750,000 円（消費税相当額を含まない）

※使用期間は、令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までの 6 か月分を想定。

7 参加資格

参加者は、令和7年7月1日現在において次に掲げる条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 令和7・8・9年度魚沼市物品製造・役務の提供等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 参加申込書提出日から契約締結の間において、魚沼市及び新潟県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 書類提出時において、国税及び地方税を滞納していないこと。

8 参加申込書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
- (2) 提出部数及び提出方法
各1部を持参又は郵送(電子メール可)とする。
- (3) 提出期限
令和7年7月22日(火)午後5時必着
- (4) 提出先
〒946-8601 魚沼市小出島910番地
魚沼市役所 総務政策部 防災安全課
TEL: 025-792-9214
FAX: 025-792-9500
E-mail: kikikanri@city.uonuma.lg.jp

9 提案書等の提出

参加者は、(1)のア及びイを提出すること。

- (1) 提出書類(別紙 提出書類参考)
 - ア 会社概要等(任意様式、会社パンフレット等で可)
 - イ 提案書(任意様式)
- (2) 提出部数及び提出方法
上記(1)の提出書類を3部(正本1部、副本2部)を持参又は郵送すること。
- (3) 提出期限
令和7年7月28日(月)午後5時必着
- (4) 提出先
〒946-8601 魚沼市小出島910番地

魚沼市役所 総務政策部 防災安全課

TEL : 025-792-9214

FAX : 025-792-9500

1 0 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問は、「質問書」（様式第 3 号）により、提出するものとする。

（1）受付期間

公表の日から令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時必着

（2）提出先

魚沼市役所 総務政策部 防災安全課

（3）提出方法

電子メール（アドレス：kikikanri@city.uonuma.lg.jp）にて受け付ける。質問書（様式第 3 号）を添付すること。なお、電子メール送信後には、電話にて確認を行うこと。

（4）回答日時

令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時までに回答する。

（5）回答方法

質問に対する回答は、参加者全員に対し、電子メールにて回答する。

（6）その他

期限後の質問及び質問書の様式によらない質問は、一切受け付けない。

1 1 契約方法等

次の手順による。

（1）参加希望者は、8 に示す参加申込を行い、9 に示す提案書等を提出する。

（2）提出された提案書、提案プレゼンテーションの内容に基づき、審査した上で評価が最も優れた優先交渉権者を 1 者決定する。

（3）優先交渉権者は、本市が指定する期日までに見積書を提出する。

（4）見積書の内容を精査の上、本市と優先交渉権者とで随意契約による委託契約を締結する。

＜契約にあたっての主な留意事項＞

ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各 1 通を保有する。

イ 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。

ウ 提案された企画内容をもとに仕様書を作成し、契約するものとする。

エ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者へ再委託することはできない。

オ 契約の締結にあたっては、地方自治法魚沼市財務規則をはじめとする諸規定を適用する。

1 2 審査について

（1）提案書、提案プレゼンテーションの審査は、（別添 1「一斉情報配信システム構築及び

システム使用契約に係る事業者選定基準」に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定します。

- (2) 提案プレゼンテーションの日程及び場所については、申込後、お知らせすることとする。(別途通知)

① 日時 令和7年 8月 5日(火) 14:00～(予定)

② 場所 【魚沼市役所】

③ 人数 4名以内

④ プレゼンテーション時間

(イ) 提案者からの説明時間として20分以内

(ロ) 魚沼市からの質問時間として10分程度

- (3) 審査結果は、審査終了後に全参加者に通知する。

- (4) 審査経過については公表しない。

- (5) 注意事項

ア) 提案説明時に追加資料などを配布することは禁止する。

イ) 提案者は指定された時間に到着後、魚沼市の担当者の指示があるまで別室で待機し、また、自らのプレゼンテーション終了後は速やかに退室すること。

ウ) 無断欠席した場合は、受注意思がないものとして失格とする。

1.3 その他

- (1) プロポーザルにおいて、提案者が1者のみである場合は、市において取扱いを協議するものとする。

- (2) 提案書の審査は、書面審査とプレゼンテーションにより行う。

- (3) 契約保証金は、免除する。

- (4) この公告に係る一連の手續及び業務の契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (5) 提出された提案書は、返却しない。

- (6) このプロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加する者の負担とする。

1.4 スケジュール

- (1) 募集の開始

令和7年7月 4日(金)

- (2) 質問書の受付期限

令和7年7月 11日(金) 午後5時必着

- (3) 質問書に対する回答期限

令和7年7月 15日(水) 午後5時

- (4) 参加申込書の提出期限

令和7年7月 22日(火) 午後5時必着

(5) 提案書等の提出期限

令和7年7月 28 日 (月) 午後5時必着

(6) プレゼンテーション及びヒアリング (審査)

令和7年8月 5 日 (火) 14:00～ (予定)

(7) 審査結果通知

令和7年8月中旬 (予定)

(8) 事業者決定・契約締結

令和7年8月下旬 (予定)

(様式第1号)

年 月 日

魚 沼 市 長 様

所 在 地

名 称 (氏 名)

代表者 職・氏名

印

参 加 申 込 書

一斉情報配信システム構築及びシステム使用契約公募要領に基づき、プロポーザルに参加します。

(事務担当者)

担当者名	
TEL	
FAX	

E-mail	
--------	--

(様式第2号)

年 月 日

魚 沼 市 長 様

所 在 地

名 称 (氏 名)

代表者 職・氏名

印

誓 約 書

一斉情報配信システム構築及びシステム使用契約のプロポーザルに参加するにあたり、参加資格要件を満たしており、法令を遵守し、談合等の不正行為は一切行っていないこと及び今後も一切行わないことを誓約いたします。

また、後日、不正行為があると認められた場合には、特定・契約後であっても、契約を辞退し、いかなる処分をうけても異議のないことを併せて誓約いたします。

なお、この誓約書の写しが、捜査機関に送付されても意義ありません。

(様式第 3 号)

魚沼市長様

質 問 書

件名：一斉情報配信システム構築及びシステム使用契約

質 問 事 項	

法人名等	
担当者名	
TEL	
FAX	
E-mail	

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。